

平成 29 年 6 月 19 日

株 主 各 位

東京都中央区明石町 8 番 1 号  
株式会社 J-オイルミルズ  
代表取締役社長 八馬 史尚

第 15 回定時株主総会招集ご通知の一部修正（再修正）について

平成 29 年 6 月 2 日付でご送付申しあげました当社「第 15 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、ここにお詫び申しあげますと共に、下記のとおり修正させていただきます。

【修正箇所】 ※修正箇所は下線部分です。

① 「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 9 ページ

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

候補者番号 **1** 野崎 <sup>のぶき あきら</sup> 晃 「略歴、地位および重要な兼職の状況」

(修正前)

平成 26 年 6 月 アイペット損害保険株式会社社外監査役

(修正後)

平成 26 年 6 月 アイペット損害保険株式会社社外監査役 (現任)

② 「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 32 ページ

第 10 号議案 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件  
別紙 1 「独立委員会規程の概要」

(修正前)

・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
- ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
- ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長

(修正後)

・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
- ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

以上